

入札公告及び入札説明書

1. 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和4年8月16日(火) 14時(受付時間 13時30分より)
- (2) 入札場所 藤沢市藤沢607-1(電話0466-29-3789)
藤沢商工会館ミナパーク 会議室507号室(当日看板表示)
- (3) 事業主 NPO法人ぐるーぷ藤
- (4) 工事名 NPO法人ぐるーぷ藤様 三番館福祉施設新築工事
- (5) 工事場所 神奈川県藤沢市柄沢二丁目2-2、2-16
- (6) 工事概要
 - ① 構造・規模 鉄骨造 地上2階建て 地下0階建て
 - ② 延べ床面積 887.50㎡
 - ③ 建築面積 466.40㎡
 - ④ 建築用途 児童福祉施設(福祉施設)
- (7) 発注工事 建築一式工事
- (8) 工事期間 契約日から令和5年7月1日(完成期間)
- (9) 設計監理 株式会社 小泉建築設計事務所
茨城県つくば市春日4丁目1-12
第二芳村ビル302号
電話 029-879-8348

2. 入札参加資格

(1) 参加要件

- ① 神奈川県の競争入札の参加者資格に関する規則(昭和40年神奈川県規則106号)第4条第1項に規定する入札参加資格(当該工事に係る業者)を有することについて知事の認定を受けているものであること。
- ② 当該工事の下請け総額が建築業法で定める額以上(建築工事6,000万円以上)の場合は、当該工事の種類にかかる特定建築業の許可を有するものであること。
- ③ 神奈川県指名停止等措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止期間中の者でなく、かつ、所在市町村が設置する指名停止期間中のものでないこと。
- ④ 発注工事に係る建築業法第26条に規定する技術者(監理技術者の場合は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者、または準ずる者)を現場に配置できる者であること。

- ⑤ かながわ電子入札共同システムの神奈川県令和3・4年度競争入札参加資格認定時のもの（以下、「神奈川県の競争入札参加者名簿」という）において、認定業種が「建築一式」で「A」ランクに区分されているものであること。
- ⑥ 過去において、弊法人との建設請負工事によって信頼関係を損ねた者は、入札参加対象としない。
- ⑦ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと
- ⑧ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと

3. 入札日程

受付	令和4年8月1日（月）～ 8月4日（木）
設計図書配布	令和4年8月8日（月）～ 8月10日（水）
質問受付	令和4年8月8日（月）～ 8月11日（木）
質問への回答	令和4年8月12日（金）
入札日	令和4年8月16日（火）

4. 入札参加資格確認申請等

入札参加希望者は、(2)により入札参加資格確認申請を行って下さい。(3)のとおり資格の有無を通知いたします。ただし、入札参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意して下さい。

(1) 入札参加資格確認申請書の配布場所（メールにて配布）

〒305-0821 茨城県つくば市春日4丁目1-12 第二芳村ビル302号

株式会社 小泉建築設計事務所

担当：伊藤 電話：029-879-8348

メールアドレス k-sekkei@f2.dion.ne.jp

(事前連絡のうえ、メールを下さい)

電子メール件名：ぐるーぷ藤様三番館福祉施設新築工事【入札参加資格確認申請書】

担当、連絡先を記載すること。

配布物

- ① 入札公告及び入札説明書
- ② 入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者届）
- ③ 概要図面等（各階平面図、立面図等）

(2) 入札参加資格確認申請

ア. 受付期間

令和4年8月1日(月)～8月4日(木)

(月曜日15時から17時まで、火曜日～木曜日の10時から17時まで)

イ. 申請方法

直接持参により次の住所まで申請書を提出して下さい。

〒305-0821 茨城県つくば市春日4丁目1-12 第二芳村ビル302号

株式会社 小泉建築設計事務所

担当：伊藤 電話：029-879-8348

(事前連絡のうえ、ご来所下さい)

ウ. 提出書類

①入札参加資格確認申請書(兼配置予定技術者届)

②建設業許可証明書の写し

③神奈川県競争入札参加資格認定書通知書の写し

④専任で配置する管理技術者の資格を証明する書類の写し

エ. その他

①入札参加資格確認申請書等の作成及び提出にかかわる費用は、提出者負担とします。

②提出された入札参加資格確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に無断使用はしません。

③提出された入札参加資格確認申請書等は、返却いたしません。

(3) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年8月5日(金)に申請者全員に郵送で入札参加資格結果通知書を発送し、同時にファクシミリで連絡します。

5. 設計図書の配布方法等

(1) 設計図書配布日

令和4年8月8日(月)～8月10日(水)

(2) 設計図書の配布場所

〒305-0821 茨城県つくば市春日4丁目1-12 第二芳村ビル302号

株式会社 小泉建築設計事務所

担当：伊藤 電話：029-879-8348

(事前連絡のうえ、ご来所下さい)

(3) 販売額

一部 5,000円(消費税込み)

請求書は設計図書受取時にお渡しいたしますので、銀行振り込みでお支払いください。

(4) 現地説明会

現地説明会は実施いたしません。

6. 設計図書に関する質問及び回答

(1) 質疑期間

令和4年8月8日(月)から令和4年8月11日(木)正午まで

(2) 質問方法

質問期間内に、質問票(任意書式)に質問事項を記入のうえ、

下記メールアドレスへ電子メールにて提出して下さい。

なお、電子メールでの提出ができない場合はご相談ください。

株式会社 小泉建築設計事務所 担当:伊藤

メールアドレス: k-sekkei@f2.dion.ne.jp 電話 029-879-8348

(3) 質問の記載事項

電子メール件名:ぐるーぶ藤様三番館福祉施設新築工事【質問】

(質問文の形式)

質問する設計図書の名称、該当ページ、担当、連絡先を記載し、質問文は簡潔にお願いします。

なお、質問がない場合はその旨を電子メールで連絡ください。

(4) 回答日

令和4年8月12日(金)に回答及び追加、変更事項を連絡します。

(5) 回答方法

入札参加事業者全員に対して、指定のメールアドレスあてに、質問と回答を整理したエクセルファイルを添付して電子メールで送信します。

(6) 設計図書の複製を禁じます。また、設計図書は入札日に返却してもらいます。

7. 最低制限価格

この入札では、最低制限価格(非公開)を設定します。

8. 入札書の提出

(1) 入札日に提出又は持参する書類

- ① 入札参加資格確認結果通知書の原本
- ② 委任状(代理人の場合)
- ③ 本人確認ができる身分証明書(運転免許所など)

- ④ 入札書
- ⑤ 工事費内訳書（種目別内訳書、科目別内訳書）
- ⑥ 設計図書（返却）

(2) 入札書に記載する金額

入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

(3) 失格

次に掲げる者は失格とします。

- ① 工事内訳書の提出がない者（ただし、再度入札の場合は除く）
- ② 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

(4) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

9. 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。落札候補者に対しては入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者についても同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。ただし、最低価格の価格を持って入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

10. 落札者の提出書類

落札者は、令和4年8月23日（火）正午までに次の書類を入札担当に持参してください。

(1) 工事費内訳書

入札金額を積算したもの、再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの。端数処理の場合を除いて、値引きや割引などの理由のない減額項目を記載しないこと。種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書（数量、単価を記載したもの）

(2) 配置技術者（変更）届出書（指定様式）および、資格要件及び雇用関係の確認ができる書類。

11. 契約事項

(1) 契約書は落札者が作成します。

(2) 一括下請け契約は、禁止します。

(3) 支払い条件

① 契約時 5,000,000円

② 認知症対応型共同生活介護専有部（58.3%）については以下の通りとします。

1. 令和4年度工事中間時 工事請負契約額の30%

2. 令和5年度工事中間時 工事請負契約額の30%

3. 令和5年度 工事終了後 工事請負金額の契約額の40%

※支払時期に関しては、発注者と落札者において協議の上決定する。

③ 認知症対応型共同生活介護専有部以外の部（41.7%）については、発注者と落札者において協議の上決定する。

(4) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更

<請負代金の額の変更または損害負担及びそれらの額の算定方法>

受注者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、工期内に本工事を完成することができないときは、発注者に対して必要と認められる工期の延長を求めることができるものとします。

① 受注者の責めに帰すことのできない事由により有効着工期限までに本工事に着手できなかつたとき。

② 発注者が本工事の内容を変更したとき。

③ 発注者の責めに帰すことのできない事由により障害が生じ、その処理に相当の期間を要するとき。

④ 不可抗力によって施工に支障があつたとき。

⑤ 本工事のうち天候に左右される工事が天候不順により工程のとおり施工できなかつたとき。

⑥ 受注者の責めに帰すことのできない事由により、建築確認、行政官庁の許認可または検査、融資手続その他の手続が遅滞したとき。

⑦ 発注者が中止した本工事を再開するとき。

⑧ 受注者が中止した本工事を再開するとき。

⑨ 受注者の責めに帰すことのできない事由によるとき。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、発注者および受注者は、相手方に

工事請負代金の変更を求めることができるものとします。

- ① 発注者が本工事の内容を変更したとき。
- ② 不可抗力により工程が著しく遅れ、工事請負代金があきらかに適当でないと認められるとき。

③ 引渡しまでの間に予期することのできない法令の制度もしくは改廃または経済情勢の変動などがあり、それによって工事請負代金が適当でないと認められるとき。
変更後の工事請負代金は、発注者・受注者協議のうえ定めるものとします。なお、協議に当たり工事の減少部分については工事内訳書、増加部分については時価を参考に
するものとします。

- (5) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算出方法に関する定め、天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者と受注者いずれの責めに帰することが出来ない事由（以下不可抗力という）によって、この工事の出来方部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備機器（有償支給材料含む）または施工用機器についての損害が生じた時は、受注者は事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

損害について発注者及び受注者が協議して重大なものを認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。火災保険、建築工事保険を、その他損害を補填するものがあるときは、それらの額を発注者の負担額から控除する。

- (6) 価格など（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格などをいう）の変動若しくは変更に基づく請負代金額又は工事内容の変更

- ① 本工事の有効着工期限は請負契約締結後1年間とします。有効着工期限とは、本契約に定める条件において受注者が本工事の施工（以下単に「施工」という）に着手する期限をいいます。
- ② 受注者の責めに帰すことのできない事由により、第1項に定める有効着工期限を経過した時は、受注者の定める価格または単価にて、工事請負代金の変更を行うことができるものとし、発注者は、そのための変更契約を受注者と締結しなければならないものとします。

- (7) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担については、次のものとする。

- ① 施工に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害を与えた場合は、受注者がその処理・解決にあたるものとします。ただし、受注者だけで解決し難いときは、発注者もこれに協力するものとします。
- ② 第三者の損害が日照障害、風害、電波障害等の事由によるときは、その他発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者がその処理・解決にあたるものとし、受注者は、これに協力するものとします。

- ③ 第三者の障害については、前2項に定める処理・解決責任のいかんにかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害を賠償するときは、受注者がこれを負担し、受注者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害を賠償するときは、発注者がこれを負担するものとします。
- (8) 発注者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械、その他の機械を貸与する時は、その内容及び方法に関しては次のものとする。
- ① 発注者が支給する工事材料もしくは建築設備機器又は貸与品は、発注者の負担と責任であらかじめ検査又は試験に合格したものとす。
- ② 受注者は、検査又は試験の結果について疑義のある時は、発注者に対してその理由を付して再検査又は再試験を求めることができる。
- ③ 受注者は、支給材料又は寄与品の引渡しを受けた後、検査又は試験により発見することが困難であったかくれた瑕疵などが明らかになるなど、これを使用することが適当でないと思えられる理由のあるときは、直ちにその旨を発注者に通知し指示を求める。
- ④ 支給材料または貸与品の受け渡し期日は工程表によるものとし、その受け渡し場所は、設計図書等別段定めのないときは工事現場とする。
- ⑤ 受注者は、支給材料又は貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する支給材料の使用法について、設計図書等に別段の定めのないときは、発注者の指示による。
- ⑥ 不用となった支給材料（残材を含む。いずれも有償支給部材を除く）または使用済みの貸与品の返還場所は、設計図書に別段の定めのないときは建築現場とする。
- (9) 発注者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期は令和5年7月1日（土）とする。
- (10) 工事完成後における請負代金の支払い時期及び方法
発注者は、本工事の完了の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払いを完了させるものとします。
- (11) 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任または当該責任の履行に関して講ずるべき保証保険契約の締結その他措置に関する事項は、次のものとする。
- ① 受注者は、発注者に引渡した本工事の目的物のうち建物（以下「本建物」という）につき、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める「住宅」に該当する場合、「構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分」について引渡しから10年間の瑕疵担保責任を負担するものとします。
- ② 受注者は、本建物につき、白蟻の侵入を防止する工事を施工している場合は、これにつき引渡しから10年間、瑕疵担保責任を負担するものとします。

- ③ 受注者は、本工事の目的物につき、前条第1項および前項の定めにより瑕疵担保責任を負担する部分以外の部分については、引渡しから2年間、瑕疵担保責任を負担するものとします。
 - ④ 受注者が瑕疵担保責任を負う場合において、その瑕疵が重大でなくかつ瑕疵の補修に過分の費用を要する時は、受注者は適当な金額の損害賠償を行うことにより修理代に帰ることができるものとします。
- (12) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害額について。
- ① 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が本工事の目的物の引渡しを遅滞している場合は、遅滞日数1日につき工事請負代金の金額の2500分の1の違約金を請求することができるものとします。ただし、発注者が正当な事由なしに引渡しを受けることを拒んだとき、その他受注者の責めに帰すことのできない事由がある場合は、この限りではないものとします。
 - ② 受注者は、発注者が工事請負代金の各支払期限における支払を遅滞している場合は、その期限までに支払うべき工事請負代金の金額から受領済みの金額を控除した残額について、遅滞日数1日につき2500分の1の違約金を請求することができるものとします。

12. その他

- (1) 落札者が契約締結までに「2.」に掲げた入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とします。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ① 入札参加資格のない者がした入札または入札参加資格を確認した者で、落札決定までに入札参加の資格要件を欠いた者がした入札。
 - ② 委任状を提出しない代理人が行った入札。
 - ③ 記名押印がない入札または入札事項を表示しない入札。
 - ④ 入札参加資格の確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札。
 - ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札。
 - ⑥ 同一事項に対し、2通以上入札した入札。
 - ⑦ 談合等の不正が発覚した時。
 - ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札。

- (5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計図を優先することとします。
- (6) 「10.」の(1)に基づく工事内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が落札の決定の日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 公正に入札を執行出来ないと認められる場合、または恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (9) 開札した後であっても、契約を締結する前に、発注者による入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

入札担当：〒305-0821 茨城県つくば市春日4丁目1-12
第二芳村ビル302号
株式会社 小泉建築設計事務所
担当：伊藤
電話：029-879-8348